

広報 あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2014 No.638 5

平成26年
4月25日発行

主な内容

平成26年度の施策と予算……………	2
稲敷広域消防との『消防広域化』……………	8
公表します町職員の給与・定員管理等…	10
『子宮けいがん検診』『乳がん検診』…	18
子育て世帯臨時特例給付金……………	27

新1年生のみなさん

ご入学おめでとうございます

4月8日、町内の8つの小学校で入学式が行われ、390人の児童が新1年生となりました。一番上の写真は、天田町長が阿見第二小学校において新1年生代表に教科書を手渡している様子です。

●平成 26 年度の施策と予算●

『阿見町第 6 次総合計画』による

『人と自然が織りなす、輝くまち』の創造

3月の町議会で可決された平成26年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では277億5,072万2千円、前年度比6.1%の増。一般会計予算では145億5,700万円、前年度比6.4%の増となりました。今年度の主な施策と予算をお伝えします。

阿見町長 天田富司男

主な施策 の概要



①人がつながるまちづくり

『ふれあいのまちづくり』『阿見町協働の指針』に基づいた協働のしくみづくりと協働事業の具現化に向けた検討をさらに進め、『新しい公共』の視点に立ち、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有し、『協働のまちづくり』に取り組んでまいります。

行政区や自治会などの既存のコミュニティ活動を支援するとともに、ふれあい地区館活動やまい・あみ・まつりを通し、多くの町民が参加できるよう取り組んでまいります。

また、予科練平和記念館を中心に取り組む平和な社会の実現のほか、男女共同参画社会の実現、国際交流の推進に努めてまいります。

さらには、地域連携協力協定を締結している茨城大学、県立

医療大学、霞ヶ浦高等学校、東京医科大学茨城医療センター、フレンドリータウン協定を締結している鹿島アントラーズFCとの積極的な取り組みを進め、双方の振興を図ってまいります。

▼町民の視点に立ったまちづくり
町民の視点に立った行財政運営に取り組み、地方分権・地域主権型社会に対応した自立性の高いまちを目指してまいります。

行政改革につきましては、新たな行政改革大綱及び実施計画に基づき、行財政改革に取り組むとともに、第三者による外部評価を実施してまいります。また今回は、行政機構の見直しを実施し、総務部内に『情報政策課』、都市整備部内に『上下水道課』を設置し、効率的な事業推進を図ってまいります。このほか、町ホームページの刷新や消防広域化を進めてまいります。

②人を育むまちづくり

▼健康と元気を支えるまちづくり
すべての町民が健康で元気に暮らすため、保険・医療・福祉の連携を図るとともに、『あみ健康づくりプラン21』の第二次計画に基づき、町民の健康づくりを積極的に推進してまいります。

また、疾病の感染予防や重症化予防のために、国が推進しているワクチン接種事業に積極的に取り組み、予防医療の充実やジェネリック医薬品の利用促進に引

き続き取り組んでまいります。

▼みんなで支え合うまちづくり
高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援および放課後児童クラブ対策に必要な施策を策定し、必要な施設整備、支援体制の充実に取り組んでまいります。また、小児医療費助成制度においては、引き続き中学3年生まで医療費無料化を実施してまいります。

▼豊かな人づくり
教育に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。児童生徒の安全な教育環境を確保するため、学校施設の耐震補強工事を完了させるとともに、老朽化の進む給排水設備および空調設備の改修工事について、取り組みを開始してまいります。

さらに、教育環境の向上を図るために、新小学校の整備に向



▲豊かな心と健やかな体の育成

け、基本計画の策定を進めてまいります。

▼いつでもどこでもだれでも、学べるまちづくり

町民の生涯学習活動の支援と学習環境の充実に努めてまいります。予科練平和記念館につきましても、開館5周年記念事業を兼ね、実物大ゼロ戦模型および掩体壕型収納庫を制作し、リピーターの確保と新たな来館者の開拓を図ってまいります。

▼スポーツの振興につつまして

は、町民運動会や町民マラソン大会、トップアスリートによるスポーツ教室を引き続き実施し、スポーツ活動の啓発や技術力の向上を図ってまいります。

▼文化芸術活動については、各

団体への支援を行うとともに、公民館等で行うフロアーコンサート『音楽で元気にするまちづくり』を引き続き推進してまいります。

3 暮らしを支えるまちづくり

▼総合的・計画的なまちづくり

町全体の発展・活性化に向けた計画的な土地利用を推進するため、新たな都市計画マスタープランの策定に着手してまいります。

▼快適で住みよいまちづくり

都市基盤の軸となる道路整備や交通ネットワークの維持・確保・住宅環境の整備などを推進し、魅力ある景観づくりを目指し、美しい自然環境の保全・整

備に努めてまいります。

▼活力と賑わいの産業づくり

農業の振興につつましては、新規就農者および農業後継者への支援を実施するほか、耕作放棄地の活用、農産品のブランド化や6次産業化、産学官連携による事業創出により、安定した農業経営に努めてまいります。

▼商業の振興につつましては、

町商工会と連携を図り、地域資源を活かした地域商業の活性化を図ってまいります。

▼工業の振興につつましては、

積極的な企業誘致を進め、産業の活性化と雇用の創出、定住人口の増加につなげてまいります。

▼観光の振興につつましては、

霞ヶ浦や予科練平和記念館に加え、サイクリングロードの整備や桜堤等の整備を進め、新たな観光プランの実現につなげてまいります。

▼さらに、地域振興および観光

振興を担う場となる『道の駅』につつましては、平成24年度に策定した『道の駅基本構想』に基づく、基本計画の策定に着手してまいります。

4 安全・安心のまちづくり

▼潤いのある生活環境づくり

安心して暮らすことのできる清潔で潤いのある生活環境づくりを目指して、上下水道の整備、河川環境の保全、都市排水路の整備に努めてまいります。



▲災害時の速やかな情報提供

上水道の普及率向上のほか、『生活排水ベストプラン』の見直し、荒川本郷地内にある調整池築造工事および茨城県との協定に基づく阿見吉原土地区画整理事業の管渠整備を進めてまいります。

▼町民の生命と財産を守るま

ちづくり
災害に強く、犯罪のない地域づくりに努めてまいります。『阿見町地域防災計画』に基づき、自主防災組織を中心とした実働型の総合防災訓練を実施するとともに、地区単位の図上訓練を引き続き実施いたします。

また、防災リーダーの育成、防災行政無線整備の工事着手、老朽化した消防庁舎の修繕、消防力の充実・強化に努めてまいります。

消防無線のデジタル化につつましては、消防広域化を進めてい

る稲敷広域消防本部との共同によるデジタル無線システム整備の工事に着手してまいります。

▼青色防犯パトロールの強化や地域の自主的防犯活動を推進するとともに、夜間の安全対策である防犯灯について、行政区所有分の町への移管を進めてまいります。

▼環境を守り育むまちづくり

地球規模での環境問題が深刻化する中、『阿見町環境基本計画』に基づき、町民と行政が一体となって、環境にやさしいまちづくりを推進してまいります。

行政区の防犯灯のLED化による環境負荷の軽減、公共施設への太陽光発電装置の設置とともに、住宅用太陽光発電システムの設置に対する助成を行うことによる再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいります。

また、生活環境対策である動

物愛護につつましては、『阿見町動物の愛護及び管理に関する条例』に基づき、動物の愛護及び適正飼育の確保を図ってまいります。

▼ごみの適正処理については、広報活動の強化により、分別収集の徹底を図り、可燃ごみの減量化や資源物の再利用を進めます。また、ごみ処理施設の計画的な維持補修を行うことにより、老朽化した施設の延命化を図ってまいります。

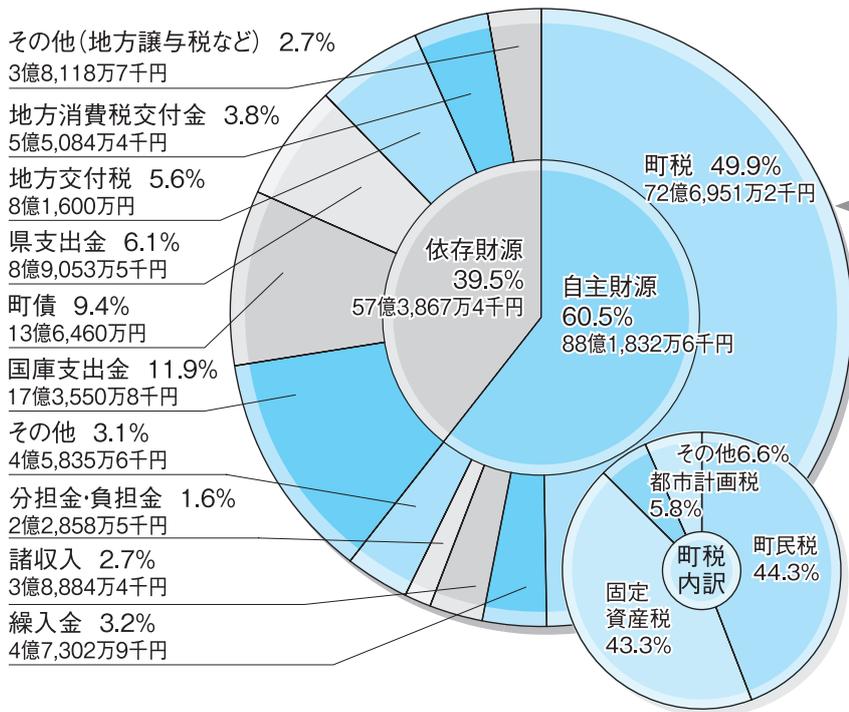
▼自然環境につつましては、霞ヶ浦などの自然環境を保全し、次世代に継承してまいります。当町の重要な地域資源である霞ヶ浦湖岸の親水性を向上させるため、国に登録した『かわまちづくり』計画に基づき、国土交通省との連携を図り、桜堤・サイクリングロード・鳥津小公園等の整備を行ってまいります。



▲阿見吉原地区と福田工業団地

予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入などです。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税、国庫支出金、県支出金などです。

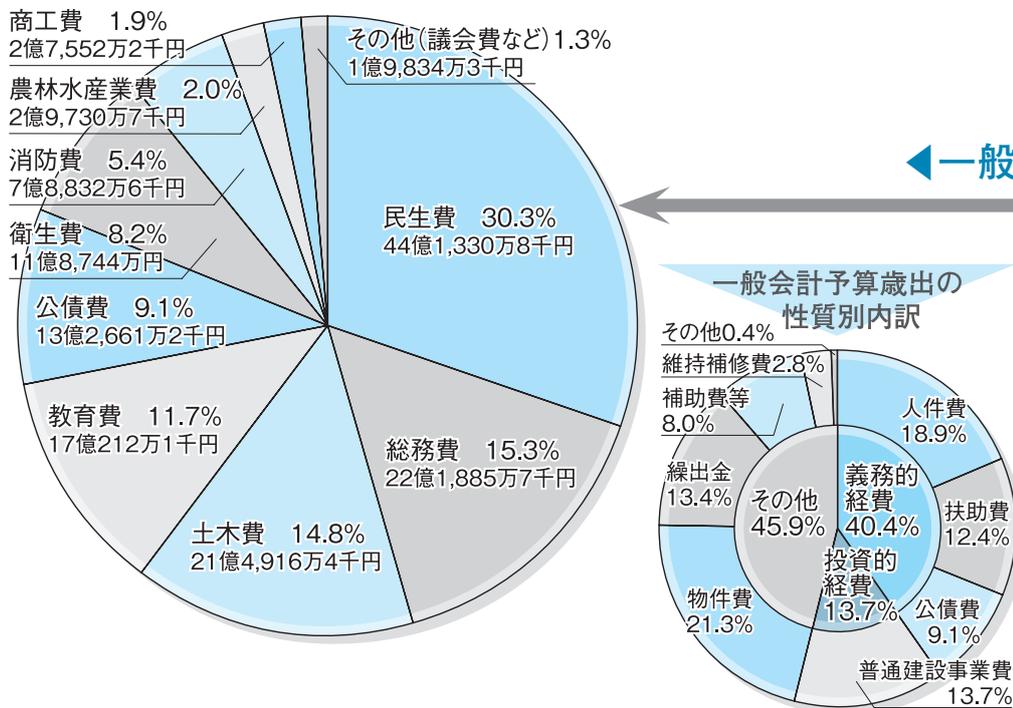
自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税については、景気は緩やかな回復傾向にあり、法人税割で3.0%の増、町税全体では3.2%の増額計上となっていますが、消費税率引き上げや世界経済の下振れ等の影響が懸念されます。

国庫支出金では、道路新設改良等に係る社会資本整備総合交付金の増や、防災行政無線放送施設整備事業に係る民生安定施設整備事業補助金の新規計上等により、前年度と比較して53.4%の大幅な増額計上となっています。

町債では、社会資本整備総合交付金事業債の増などにより、前年度と比較して36.9%の増額計上となっています。

←一般会計予算歳出



歳出全般については、行財政改革の推進による徹底した経常経費の節減合理化に努める一方で、安心で安全に暮らせるまちを目指し、町民生活の充実・向上に必要な事業を重点的に予算に盛り込みました。

性質別で前年度と比較すると、人件費では、退職手当に係る市町村負担金負担率の引き下げによる退職手当組合負担金の減、阿見町長選挙等に係る時間外勤務手当の減等により3.5%の減、物件費では、防犯灯LED化整備事業の増等により2.7%の増、補助費等では阿見東部工業団地に係る企業立地奨励金の増等により5.9%の増、普通建設事業費では、防災行政無線放送施設整備事業、道路新設改良事業および公園緑地整備事業の増等により108.2%の増、公債費では元利償還費の減により5.7%の減となりました。

平成26年度 阿見町の予算

平成26年度
予算総額

277億5,072万2千円

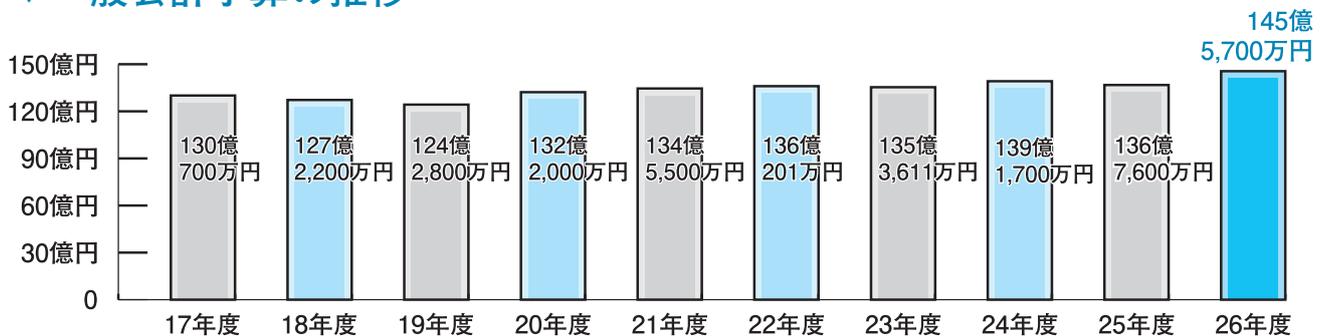
前年度比較 18億1,770万9千円 (6.1%) 増

▼内訳

会計	平成26年度予算	平成25年度比較
一般会計	145億5,700万円	8億8,100万円 (6.4%) 増
特別会計	115億700万円	8億2,700万円 (7.7%) 増
国民健康保険特別会計	53億300万円	1,400万円 (0.3%) 増
公共下水道事業特別会計	26億1,400万円	7億5,400万円 (40.5%) 増
土地区画整理事業特別会計	1,500万円	1億500万円 (87.5%) 減
農業集落排水事業特別会計	1億6,700万円	700万円 (4.0%) 減
介護保険特別会計	26億9,500万円	1億7,000万円 (6.7%) 増
後期高齢者医療特別会計	7億1,300万円	100万円 (0.1%) 増
公営企業会計 (水道事業会計)	16億8,672万2千円	1億970万9千円 (7.0%) 増

●予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

▼一般会計予算の推移



基金の現在高			町債の現在高		
基金等の名称	25年度末見込	26年度末見込	25年度末見込		
財政調整基金	37億2,000万円	33億496万4千円	25年度末見込	一般会計	125億2,825万4千円
減債基金	3億7,310万円	3億7,310万円		特別会計	83億5,779万5千円
その他の基金	21億3,412万7千円	20億9,660万7千円		水道事業会計	11億5,987万9千円
国民健康保険支払準備基金	2億8,000万円	2億8,000万円	26年度末見込	合計	220億4,592万8千円
公共下水道整備基金	10万円	10万円		一般会計	127億2,548万5千円
介護給付費準備基金	480万6千円	480万6千円		特別会計	80億9,989万7千円
農業集落排水事業債減債基金	1億866万2千円	1億713万5千円		水道事業会計	11億2,155万7千円
土地開発基金 (現金)	360万円	360万円		合計	219億4,693万9千円
合計	66億2,439万5千円	61億7,031万2千円	※掲載金額は、平成26年3月31日時点での見込みです		

主な事業

人がつながるまちづくり

- さわやかフェア事業 289万7千円
町の健康・福祉・産業をPRするイベントの開催
- (新) 町ホームページ再構築等事業 587万8千円
町ホームページのリニューアル、行政情報の平時および災害発生時の情報発信の充実
- (新) 町勢要覧作成事業 216万円
合併60周年を記念した町勢要覧の作成
- (新) 行政情報ネットワークサーバ更改事業 6,491万円
内部情報系サーバ・ネットワークの更新
- 総合窓口事業 975万円
利用者にわかりやすい総合的なワンストップ窓口サービスの推進
- 集会施設整備事業 5,226万4千円
集会施設の新築・修繕への助成
- 徴収事務費 4,844万円
納税しやすい環境づくりの推進

暮らしを支えるまちづくり

- (新) 農業後継者等支援対策事業 180万円
農業後継者の新規就農・営農支援
- (新) 特産品販売促進事業 813万3千円
移動販売車による特産品の販売・PR
- 阿見吉原土地区画整理事業 1億6,200万8千円
圏央道阿見東インターチェンジ周辺における都市基盤整備の推進
- 道路新設改良事業 2億5,218万9千円
生活道路の新設改良や排水整備、歩道整備等の危険箇所の改良
- 公園緑地整備事業 3億2,155万2千円
吉原土地区画整理事業地内の公園緑地の整備
- 道路橋梁維持補修事業 2億3,769万4千円
町道の維持・修繕、街路樹の管理など
- (新) 公共賃貸住宅マスタープラン策定事業 830万6千円
町営住宅のマスタープランの策定

人を育むまちづくり

- 元気わくわく支援事業 593万円
ひとり暮らし高齢者への給食サービス、愛の定期便など
- 家庭的保育事業 1,061万3千円
待機児童解消等を目的とした家庭的保育事業の充実
- 地域子育て支援センター事業 619万1千円
子育て家庭への相談指導、子育て中の親子が集える場の提供など
- 障害者介護給付事業 3億9,717万円
障害のある人に必要な福祉サービスの提供
- 医療給付事業 3億5,665万1千円
小児・妊産婦・ひとり親家庭の母子および父子・重度心身障害のある人に対する医療費の一部助成
- 予防接種事業 1億1,087万9千円
感染症の予防のための知識の普及、予防接種の勧奨
- (新) 新設小学校整備事業 2,560万円
本郷地区小学校建設のための基本設計
- 調理業務委託事業 5,892万5千円
学校・保育所給食に係る調理業務の民間委託
- 音楽で元気にするまちづくり事業 100万円
音楽による地域交流・地域活性化の推進
- (新) みんなでシネマ活用事業 6万5千円
著作権承諾済映像ソフトを利用したDVD上映会の開催(年6回)
- (新) 零戦模型製作および掩体壕建設 3,707万4千円
実物大零戦模型の製作、掩体壕型格納庫の整備

安心・安全のまちづくり

- (新) 防犯灯LED化事業 1億3,258万7千円
町内の行政区防犯灯のLED化など
- 防災行政無線整備事業 5億9,065万9千円
災害情報を伝達する防災行政無線システムの整備
- 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業 900万円
住宅用太陽光発電システム設置への補助
- 廃棄物対策強化事業 1,763万6千円
不法投棄監視カメラの設置、環境保全監視員の配置など
- 公共下水道整備事業 13億6,251万6千円
下水道管渠整備、荒川本郷調整池整備
- 第三次拡張事業(水道事業) 2億3,707万円
新設配水管路布設工事(基幹管路の整備・支管整備)
- 消防機械力整備事業 1億1,258万8千円
化学消防ポンプ自動車、高規格救急車などの更新

平成 25 年度 事業仕分け結果と 町の対応方針



企画財政課行政改革推進係 ☎888-1111 (222)

■平成 25 年度の事業仕分け

町が実施している事務や事業について、『本当に行う必要があるのか』『事業の実施手法は妥当か』など、その根本的なあり方を第三者の視点で評価し、町民との協働による町政運営と、町の行財政改革の更なる推進を図るため、平成 25 年 7 月 13 日、当町で 2 回目となる『事業仕分け』を実施しました。当日は、公募による町民判定員 22 人、構想日本からの仕分け人およびコーディネーター 12 人によって、合計 16 事業の仕分けを行いました。

■平成 26 年度予算への反映状況

この事業仕分けの判定結果や指摘事項などを踏まえ、町では事業の必要性や効果などについて検討を行い、平成 26 年度以降の予算編成に取り組んできました。各事業についての町の対応方針がまとまりましたのでお知らせいたします。なお、今後の見直しについての詳細な資料は町ホームページをご覧ください（トップページ⇒行政⇒事業仕分け）。 ※『効果額』は、事業仕分けの結果を受け当該事業を見直したことによって生じた増減額を表しています（▲印は減額）

▼各事業の仕分け結果と町の対応方針

事業名	担当課	仕分け結果		町の方針	26 年度予算額(千円)	効果額(千円)
		町民判定員	仕分け人			
ファミリーサポートセンター事業	児童福祉課	要改善	要改善	要改善	1,994	0
私立幼稚園奨励補助事業	学校教育課	要改善	不要・凍結	要改善	8,427	▲1,722 ※1
一人暮らし高齢者「愛の定期便」事業	社会福祉課	要改善	不要・凍結	要改善	2,783	0
消防団機材管理事業	消防本部	現行通り	現行通り	現行通り	3,580	0
集会所施設整備補助事業	町民活動推進課	現行通り	要改善	現行通り	52,264	0
成人式典事業	生涯学習課	現行通り	要改善	要改善	1,060	▲478 ※2
農業体験事業	農業委員会事務局	要改善	不要・凍結	要改善	505	0
老朽配水施設更新事業	水道課	現行通り	現行通り	現行通り	5,700	0
さわやかフェア事業	企画財政課	要改善	要改善	要改善	2,897	0
自主防災組織育成事業	交通防災課	現行通り	要改善	要改善	1,039	0
不法投棄防止対策事業	廃棄物対策課	要改善	要改善	要改善	14,112	0
景観形成事業	都市計画課	要改善	要改善	要改善	2,434	0
疾病予防事業	国保年金課	要改善	不要・凍結	要改善	18,300	0
浄化槽設置補助事業	下水道課	要改善	要改善	要改善	53,009	0
公用車購入事業	管財課	要改善	要改善	要改善	5,900	0
町民運動会事業	生涯学習課	要改善	不要・凍結	要改善	5,042	0
合 計						▲2,200

※1 私立幼稚園奨励補助事業：所得制限の設定による減 ※2 成人式典事業：記念品（ボールペン）の廃止による減
※そのほかの改善事項は、町ホームページをご覧ください

『町外部評価委員会』委員募集

町では、現在実施している行政評価について外部からの意見を取り入れ、客観性・透明性を確保するため、『町外部評価委員会』を設置します。そのため町の事務事業について評価と検証を行う委員を募集します。『町外部評価委員会』の詳しい募集要項は、33 ページのお知らせに記載しています。

●問い合わせ 企画財政課 ☎888-1111 (222)

強くなる『消防力』

阿見町消防は稲敷広域消防との『消防広域化』を協議しています

消防には、火災や地震などの災害から住民の生命・財産を守るなど、それぞれの地域の安全のために大切な役割が課せられています。その一方で東日本大震災以降、首都直下地震や茨城・千葉県沖地震さらには巨大竜巻などへの不安が高まっていますが、小規模消防本部の課題として出場体制や災害対応訓練が不十分、高度車両・資器材の更新が困難、専門員の養成・確保に苦勞するなどさまざまな課題があり、これからの消防にはより近代的かつ強力な体制のもとでの活躍が求められます。消防の広域化については、全国各地で進められていますが、県内の広域化の状況は、44市町村のうち28市町村で広域化となっており、最近では、ひたちなか市と東海村の消防本部が統合されました。こうしたことから、阿見町消防本部と稲敷広域消防本部との間で、消防広域化に関する研究会ならびに協議会を設置し、平成27年4月『新稲敷広域消防本部』としての再編を目指して、消防の広域化を協議しています。

● 消防広域化の目的

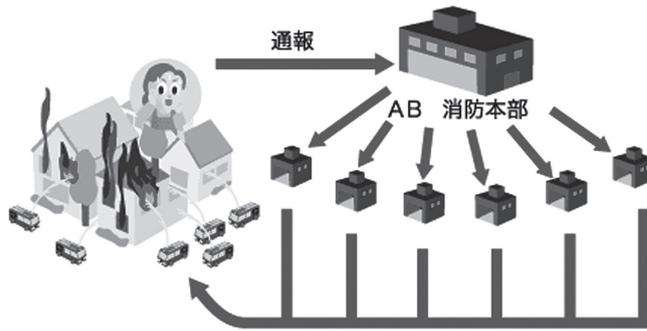
消防本部を統合することで、そのスケールメリットを活かした消防体制の整備・充実や運営の効率化が可能となり、『安心安全なまちづくり』を推進し、住民サービスの向上につながります。

具体的なメリットとしては、次のようなことがあげられます。

■ 広域化による効果

● 災害出場体制の強化

災害活動現場では、初期段階でいかに多くの『消防力(人員・車両)』を投入できるかが、被害の軽減に大きく影響します。特に大規模災害においては、消防力が劣勢にならないように部隊の追加投入の体制を取る必要があります。広域化後は、初動体制が充分となり、さらに、消防力



が必要となった場合でも第2出場・第3出場の体制を確立することができます。

● 到着時間の短縮

広域化すると、各市町村の

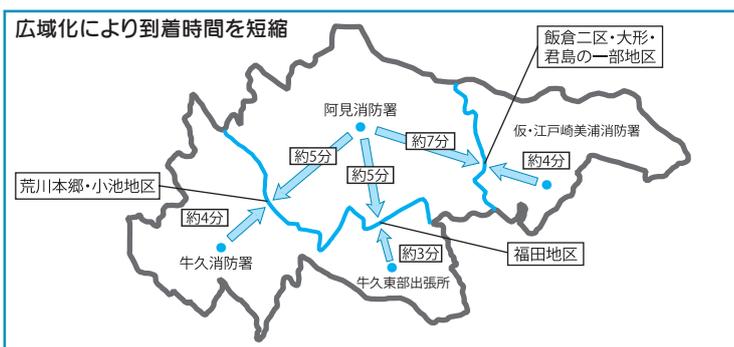
境がなくなります。エリア内には、5署2分署2出張所があり、一番近い消防署より消防車や救急車が出場することになります。

また、『車両動態位置管理装置』の導入により、走行中でも現場に直近の車両を選択して出場させることが可能となります。結果として、現場到着時間の短縮が実現できます。

● 消防隊員の増強

消防には、災害現場で消防活動・救急活動を実際に行う仕事のほかに、総務部門・予防部門等の事務的な仕事や、119番通報を受けて指令を出す仕事があります。広域化によりこれらの部門を統合・効率化することが可能になり、現在、事務や指令を担当

している職員が、消防隊として災害現場で活動できるようになり、隊員の増強につながります。

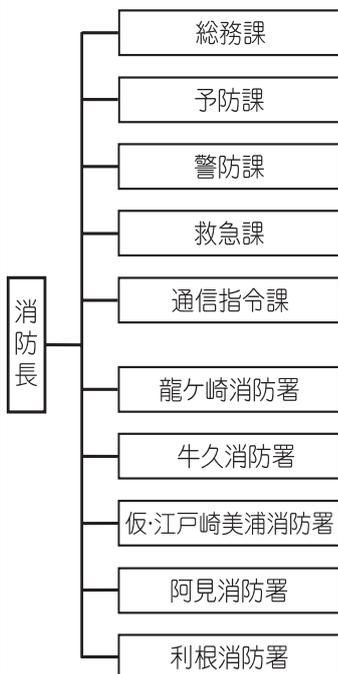


『消防広域化重点地域』に指定

茨城県から『稲敷広域』・『阿見町』消防本部が重点地域に指定されました。指定により、必要な調整や助言、施設整備費等の財政支援が受けられます。

消防広域化後の組織・体制は下記のとおりです

●新稲敷広域組織図



●阿見消防署の体制

- ▼管轄区域 阿見町全域
- ▼人員 51人(現在49人)
- ▼車両 現有16台
- ▼消防費 10%程度削減



●消防広域化に関するご意見等は...

消防広域化に関するご意見は、下記までお寄せください

阿見町消防本部総務課
消防広域推進係
☎ 887-0119 (210)



▲緊急消防援助隊災害対応訓練

●**専門要員の配置**
広域化すると、配置人員の増加により、高度化・専門化の進む救急業務や予防業務について、『火災原因調査員』『立ち入り検査員』『高度救助隊』などの専門的な知識・技術を持つ人材の育成に努めることができますようになります。

●**高レベル設備の整備**
広域化により、高額な「はしご車」等への重複投資が回避できます。一方で、単独消防では整備が難しかった高レベルの設備(高機能指令センター・災害支援車等)の計画的な整備が可能になり、さらなる消防体制の充実強化を図



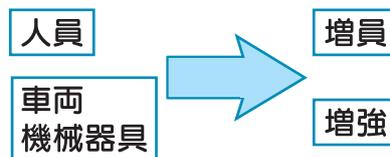
▲稲敷広域消防の高機能指令センター

■**「安心・安全のまちづくり」に向けて**
大規模災害等へ迅速・的確に対応するために、これまでの消防力から「より強い消防力」が必要とされています。広域化の最大のメリットは、人員・車両・機械器具等が強化され、大規模災害・多数災害に対応できるものと大き

●**職員的能力向上**
広域化により、消防本部全体の職員が増加するため、適切な人事ローテーションの設定が容易となるほか、高度な研修への派遣、各種災害対応訓練の実施が可能になり、組織の活性化や職員の専門能力向上が図られます。

な効果が期待されます。これからのさまざまな災害に備え「地域住民の生命・身体・財産」を守り、「安心・安全のまちづくり」に、消防の広域化は避けて通れないものとなっております。今後、広域化協議については、広報および町ホームページ等でお知らせします。

広域化で消防力強化



大規模災害・多数災害に対応

公表します

町職員の給与・定員管理等

問い合わせ 総務課職員係 ☎888-1111 (211)

1. 総括

① 人件費の状況 (平成 24 年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成 23 年度の 人件費率
47,092 人 (平成 25 年 3 月 31 日)	15,513,530 千円	573,531 千円	2,865,729 千円	18.5%	20.1%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

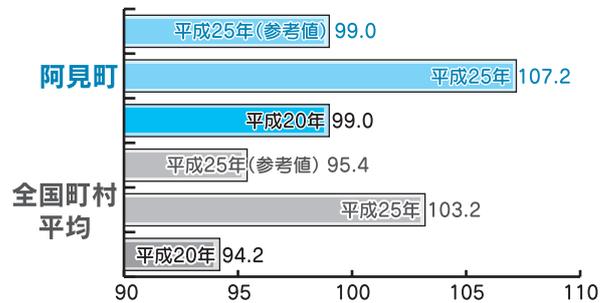
② 職員給与費の状況 (平成 24 年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
324 人	1,221,857 千円	163,418 千円	436,593 千円	1,821,868 千円	5,623 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません
2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です

③ ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)

区 分	指 数	
	平成 20 年	平成 25 年 (参考値)
町	99.0	99.0
全国町村平均	94.2	95.4



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です
2 平成 25 年 (参考値) とは、国家公務員の時限的 (2 年間) な給与改定特例法による措置がないとした場合の値です

2. 一般行政職給料表の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給の給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円	366,200 円
最高号給の給料月額	243,700 円	307,800 円	354,700 円	388,300 円	400,600 円	422,600 円	456,200 円

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも平成 24 年 4 月 1 日現在)

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

▼ 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	42.2 歳	326,068 円	388,127 円	349,264 円
県	42.8 歳	338,827 円	416,891 円	371,865 円
国	43.1 歳	(332,446) 円	-	(405,463) 円

(注) 1 「平均給料月額」
とは、4 月 1 日
現在における職
種ごとの職員の
基本給の平均で
す

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成24年4月1日現在）《続き》

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
町	53.8 歳	306,300 円	314,648 円	310,634 円
うち用務員	54.7 歳	310,221 円	316,050 円	312,936 円

(注) 1 「平均給与月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当などの手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。国の各数値(括弧書き)は減額措置前の値を掲載しています

2 職員の初任給の状況

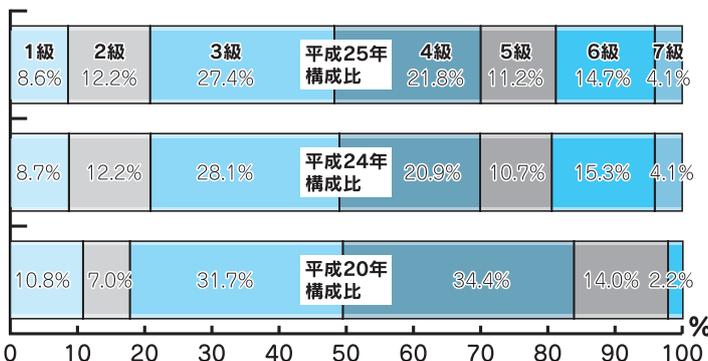
区分		町	県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200円	135,600円	—
	中学卒	129,200円	129,200円	—

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満
一般行政職	大学卒	283,900 円	321,200 円	362,200 円
	高校卒	該当者なし	298,900 円	335,800 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

1 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	17 人	8.6%
2 級	主 事	24 人	12.2%
3 級	主 任	54 人	27.4%
4 級	係 長	43 人	21.8%
5 級	課長補佐	22 人	11.2%
6 級	課 長	29 人	14.7%
7 級	部長・次長	8 人	4.1%

(注) 平成22年に6級制から7級制に変更しています(旧給料表を一級一職制に整理)

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

2 昇級への勤務成績の反映状況：一律支給

5. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 24 年度）

区分	町		県		国	
平均支給額	1人当たり平均支給額 1,420千円		-		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.35月分 (0.65月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)は、一律支給です

② 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年	
支給率	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	23.03 月分	28.7875 月分
	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	32.83 月分	38.955 月分
	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	46.55 月分	55.86 月分
	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額	20,302千円		-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 時間外勤務手当

支給実績(平成 24 年度決算)	55,803 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 24 年度決算)	362 千円
支給実績(平成 23 年度決算)	54,038 千円
職員 1 人当たり平均支給年額(平成 23 年度決算)	353 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

④ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成 24 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額(平成 24 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	-	25,041 千円	229,732 円
	配偶者扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者非扶養の場合第 1 扶養者 6,500 円				
	配偶者なしの場合第 1 扶養者 11,000 円				
	特定期間(16～22 歳)の加算額 5,000 円				
住居手当	借家:月最高限度額 27,000 円	同じ	-	9,493 千円	287,655 円
通勤手当	公共交通機関利用者/定期券代等の実費:月最高限度額 55,000 円 自動車等利用者/通勤距離片道 2km 以上の場合に距離に応じて 2,000～24,500 円	同じ	-	8,081 千円	55,728 円
管理職手当	支給対象職員:部長 65,000 円 課長 40,000 円 施設長 30,000 円など	異なる	役職における手当額が異なる	19,596 千円	529,609 円

(注) 管理職手当については、平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています。

6. 特別職の報酬等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分		月額		
報酬	町長	722,000 円		期末手当 平成 24 年度 支給割合 2.95 月分
	副町長	585,000 円		
	議長	369,000 円		
	副議長	330,000 円		
	議員	313,000 円		
退職手当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職年数×550/100	15,884,000 円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100	7,254,000 円	任期毎

(注) 1 退職手当(1 期の手当額)は、4 月 1 日現在の給料月額および支給率に基づき、1 期(4 年= 48 月)勤めた場合における退職手当の見込額です

(注) 2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

7. 職員数の状況

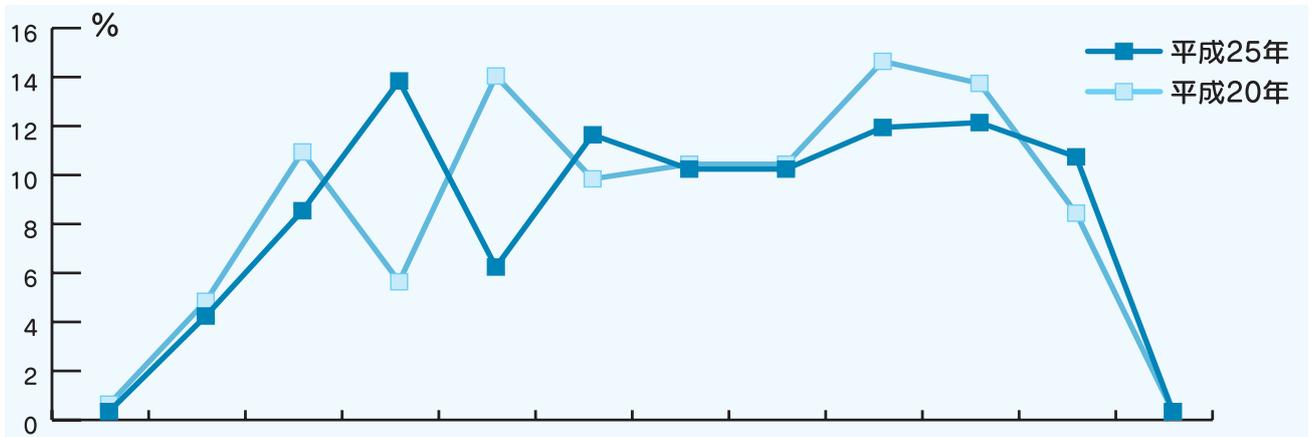
①部門別職員数と主な増減理由 (各年 4 月 1 日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
部門		平成 24 年	平成 25 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3 人	3 人	0	
		総務	57 人	58 人	1	防災業務の充実等による増
		税務	24 人	24 人	0	
		民生	69 人	69 人	0	
		衛生	23 人	24 人	1	衛生業務の充実等による増
		農林水産	10 人	11 人	1	農林水産業務の充実等による増
		商工	5 人	5 人	0	
		土木	28 人	28 人	0	
	小計	219 人	222 人	3	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 ▼町:47.1 人	
	教育部門	43 人	38 人	▲5	給食センター調理業務委託等による減	
	消防部門	64 人	64 人	0		
	小計	326 人	324 人	▲2	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 ▼町:68.8 人	
	公営企業等部門	水道	4 人	4 人	0	業務量の減
下水道		8 人	7 人	▲1	事務の委託等による減	
その他		19 人	19 人	0		
小計		31 人	30 人	▲1		
合計	357 人 [470 人]	354 人 [470 人]	▲3	〈参考〉人口 1 万人当たり職員数 75.2 人		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です

2 [] 内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



区分	20 歳未満	20 歳～23 歳	24 歳～27 歳	28 歳～31 歳	32 歳～35 歳	36 歳～39 歳	40 歳～43 歳	44 歳～47 歳	48 歳～51 歳	52 歳～55 歳	56 歳～59 歳	60 歳以上	計
職員数	1 人	15 人	30 人	49 人	22 人	41 人	36 人	36 人	42 人	43 人	38 人	1 人	354 人

7. 職員数の状況《続き》

③定員管理の数値目標および進ちょく状況

▼平成 23 ～ 32 年度における定員管理の数値目標

平成 23 年 4 月 1 日 職員数 (消防を除く)	平成 32 年 4 月 1 日 職員数 (消防を除く)	純減数	純減率
293 人	278 人	15 人	5%

▼町行政改革大綱における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 23 年 4 月 1 日	平成 32 年 4 月 1 日	5%の純減

8. 公営企業職員の状況 (水道事業)

①職員給与費の状況

▼決算 (平成 24 年度)

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	平成 23 年度の総費用に 占める職員給与費比率
864,833 千円	79,725 千円	27,460 千円	3.2%	3.7%

職員数 A	給 与 費				1 人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	15,215 千円	2,153 千円	5,335 千円	22,703 千円	5,676 千円

(注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません
2 職員数は、平成 25 年 3 月 31 日現在の人数です

②職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.3 歳	328,906 円	472,570 円
一般行政職	42.2 歳	326,068 円	467,385 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当 (平成 24 年度)

区分	水道事業	一般行政職
1 人当たり平均支給額	1,334 千円	1,420 千円

(注) 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

	水道事業		一般行政職		
	自己都合	勲奨・定年	自己都合	勲奨・定年	
1 人当たり平均支給額	—	—	1 人当たり平均支給額	370 千円	22,114 千円

(注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです
2 一般行政職の退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績 (平成 24 年度決算)	221 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度決算)	74 千円
支給実績 (平成 23 年度決算)	334 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 23 年度決算)	84 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在) (※)は平成 24 年度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (※)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (※)
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	410 千円	136,500 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	618 千円	309,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	195 千円	65,144 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	360 千円	360,000 円

● 地方公務員法第 42 条に基づき、職員および家族の相互救済・福利増進を図ることを目的に阿見町職員互助会を設置しています

会員数	361 人 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
掛金	毎月 500 円/人
公費補助金額	0 円 (平成 24 年度決算)
会員 1 人当たりの公費支出額	0 円 (平成 24 年度決算)

問い合わせ：総務課職員係 ☎888-1111 (211)

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 26年度・第1回



平成 25 年度の消費生活相談状況

- ▼平成 25 年度の相談受付件数: 306 件 ※平成 24 年度は 284 件
- ▼契約者の性別 男: 159 人 女: 138 人 その他 (不明・団体企業): 9 件
- ▼契約者の年齢

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明	計
4 名	28 名	39 名	48 名	37 名	58 名	68 名	24 名	306 名

- ▼相談件数が多かった主な相談内容

順位	商品・サービス名	件数	相談内容
1	デジタルコンテンツ	32	<ul style="list-style-type: none"> ▼アダルトサイトの年齢確認をクリックしたら、登録完了画面になり、登録料を請求された ▼子どもがオンラインゲームで次々とアイテムを購入し、高額な代金がカード決済された
2	フリーローン・サラ金	22	<ul style="list-style-type: none"> ▼消費者が金融数社から借入し、返済できない ▼ヤミ金から借りたが、返済できず脅されている
3	預貯金・証券 (含投資商品)	20	<ul style="list-style-type: none"> ▼必ず上場すると言われ未公開株を購入したが、最近、業者と連絡が取れなくなった ▼パンフレットが届き、代わりに社債を購入してくれれば高額で買取ると電話があった
4	工事・建築	13	<ul style="list-style-type: none"> ▼リフォーム工事をしているが、途中から業者が来ない ▼新築工事で屋根部分の工事がずさんで雨漏りが心配だ
5	四輪自動車	8	<ul style="list-style-type: none"> ▼ネットオークションで車を落札して入金したが、車が届かず業者とも連絡が取れない

消費者庁からのお知らせ

- 5 月は消費者月間です。今年度のテーマは

『つながろう消費者

～安全・安心なくらしのために～』

被害に遭うリスクの高い消費者、特に高齢者や障害者等の人を、消費生活センターを中心とした地域の関係者が連携し、効果的かつ重点的に地域で見守る体制の拡充を推進します。



▲町消費生活センター(役場庁舎内)

問い合わせ: ▼町消費生活センター ☎ 888-1871 (ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前9時～午後4時) ▼商工観光課 ☎ 888-1111 (171)

廃車・名義変更・減免などの手続きをお忘れなく

軽自動車税の手続き

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

軽自動車税は、4月1日現在阿見町を定置場(日常的な保管場所)として登録してある原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者などに

対して、1年分の税金が課税されます。(廃車しても月割による還付の制度はありません)

※公道を走行しないトラクタ
ー・フォークリフトなどの小型特殊自動車や軽自動車なども登録が必要です

■ 原動機付自転車 (125CC以下)、小型特殊自動車の手続き

役場税務課

● 新規登録手続き

販売証明書(メーカー名・型式番号・車台番号・総排気量または定格出力・販売店の印鑑)・転入などによる登録の場合には廃車証明書(廃車していない場合には標識と標識交付証明書)・身分証明書(免許証など)・印章(認印)をお持ちください。

● 名義変更手続き

標識(ナンバープレート)および標識交付証明書(廃車済みの場合は廃車証明書)・譲

渡証明書(譲渡人の印鑑が必要)・身分証明書・印章(認印)をお持ちください。

● 廃車登録手続き

標識・標識交付証明書・身分証明書・印章(認印)をお持ちください。

▼ 転出などにより、町外に定置場を移した場合に廃車手続きをし、転出先の市町村で新たに登録してください

▼ 故意または過失により標識をき損または忘失した場合には弁償金として300円が必要となります

▼ 車両または標識を盗難された場合には先に警察署に盗難届を提出し、「受理番号」・「受理年月日」を控え、(弁償金は必要ありません)

■ 二輪車(125CCを超えるもの)の手続き

関東陸運局茨城陸運支局土浦自動車検査登録事務所(土浦市卸町2-1-3) ☎050-5540-2018

■ 三輪・四輪車の軽自動車の手続き

軽自動車検査協会茨城事務

所土浦支所(土浦市卸町2-2-18) ☎843-3535

■ 身体障害者の人などに 対する減免の手続き

● 対象となる車両

① 4月1日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

※対象となる障害の程度については制限がありますので、次ページの表でご確認ください

▼ 障害者本人または障害者と生計を一にする人(障害者と同居または健康保険や税法上での扶養関係がある人など)が所有(取得)する車両を、障害者本人または障害者と生計を一にする人が運転する場合

※法人名義・リース車両および事業用(黒ナンバー)は、減免の対象となりません

▼ 障害者を常時介護する人(福祉事務所・町村役場などが発行する常時介護証明が必要)が、障害者のみの世帯または70歳以上の人もしくは未成年者と障害者のみ

で構成される世帯の人が所有(取得)する車両を、継続して3日以上障害者のために運転する場合

※減免申請できるのは一人の障害者につき、普通自動車を含め家用車一台に限ります

② 構造が専ら身体障害者などの利用に供するための車両(車いす移動車)で、自動車検査証(車検証)の車体の形状欄にその旨の記載がある車両

③ 専ら公益事業の用に使用すると認められる車両(リース車両を除く)

● 申請受付期間

納税通知書(5月中旬発送予定)が届いてから、納期限前7日までです。軽自動車税納税通知書・障害者手帳など・自動車検査証(車検証)・運転する人の運転免許証・身分証明書・印章(認印)をお持ちください。

※納期限前7日を過ぎてからの申請・納付後の申請は受付できません。減免申請は毎年必要です

●軽自動車税の減免を受けることができる障害の程度

種類	障害の区分		障害の級数(程度)	
身体障害者手帳・戦傷病者手帳	視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	聴覚障害		2級および3級	同上
	平衡機能障害		3級	同上
	音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		同上	特別項症から第2項症までの各項症
	上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
	下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
	体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症
		生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	—
		移動機能	1級から6級までの各級	—
	心臓機能障害		1級および3級	特別項症から第3項症までの各項症
	じん臓機能障害		同上	同上
	呼吸器機能障害		同上	同上
	ぼうこうまたは直腸機能障害		同上	同上
	小腸機能障害		同上	同上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	—	
肝臓機能障害		同上	—	
療育手帳		障害の程度が重度の人(茨城県の療育手帳の場合AまたはA)		
精神障害者保健福祉手帳		1級で次のいずれかに該当する人 ▼自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人 ▼医療福祉費受給者証をお持ちの人 ▼障害の治療のため通院されている人		

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

『子宮けいがん検診』『乳がん検診』 『骨粗しょう症検診』 ＜集団検診＞



町では、次の日程で子宮けいがん・乳がんおよび骨粗しょう症の集団検診を行います。早期発見するために、定期的に検診を受けることが大切です。自分の健康を自分で守るために、この機会に検診を受け、健康管理に役立てましょう！ また、医療機関検診を希望される人は19ページをご覧ください。

対象年齢・自己負担額

乳がん検診は検査内容により対象年齢が異なります。また、マンモグラフィ検査は2年に1回の受診になりますので、昨年度、町の集団検診や医療機関検診で受診した人はマンモグラフィ検査を受けることはできません。40～56歳の人は超音波検査とマンモグラフィ検査を1年ごとに交互に受診することをお勧めします。

※対象年齢は平成27年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
子宮けいがん検診	20歳以上	子宮けい部細胞診	800円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか1つ	30～56歳	① 乳房超音波検査	700円
		② 乳房マンモグラフィ検査(2方向):40～49歳 ※片方の乳房につき、2枚撮影	1,200円
	40歳以上 ※2年に1回	③ 乳房マンモグラフィ検査(1方向):50歳以上	700円
骨粗しょう症検診	25～65歳 (男女ともに可)	超音波でかかとの骨密度を測定	700円

※下記に該当する人は、自己負担額が無料となります。検診時に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼身体障害者手帳で身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼療育手帳で㊸またはAの人
- ▼生活保護受給者

日時・場所

検診項目により実施日時が異なりますので、下表にてご確認のうえ、お申し込みください。

※マンモ:乳房マンモグラフィ検査、超音波:乳房超音波検査、子宮:子宮けいがん検診、骨粗:骨粗しょう症検診

期 日	検診項目／受付時間		場 所
	午 前 9時45分～10時15分	午 後 0時15分～1時	
6月23日(月)		マンモ・超音波・子宮	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
6月24日(火)		マンモ・超音波・子宮	
7月1日(火)		マンモ・超音波・子宮	
7月2日(水)		マンモ・超音波・子宮・骨粗	かすみ公民館
7月6日(日)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
7月8日(火)		マンモ・超音波・子宮	本郷ふれあいセンター
7月9日(水)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	
7月15日(火)	マンモ・骨粗	マンモ・超音波・子宮・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
7月16日(水)		マンモ・超音波・子宮	

■ 下記に該当する人は検診が受けられませんのでご注意ください

- ▼子宮けいがん・乳がん検診共通: ▼痛みやしこり、不正出血等の自覚症状のある人（医療機関で診察を受けてください）▼現在、医療機関で治療中または経過観察中の人▼妊娠中の人（主治医にご相談ください）
- ▼子宮けいがん検診: ▼子宮全摘出等で子宮けい部を摘出している人▼子宮けいがん検診を初めて受ける人（医療機関検診を受診してください）
- ▼乳がん検診: ▼授乳中の人▼豊胸手術を受けている人▼カテーテルやペースメーカーを挿入している人

申込期間・申込方法

■ 申込期間

5月20日(火)まで(必着)

※申し込みされた人には、6月中旬までにご案内をお送りします

■ 申込方法

下記の①②いずれかとなります。

- ① 郵送での申し込み（はがきまたは封書に必要事項を記入）
- ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館による申し込み
※ファックスや電話による申し込みはできません

■ 申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）

- ※希望日時がある場合は第3希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします
- ※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください（先着順ではありません）

住 所	阿見町		
氏 名			
生年月日	T・S・H	年	月 日（ 歳）
電話番号	※連絡の取れる番号をご記入ください		
希望する検診	(希望する検診に○をつけてください)		
	骨粗しょう症検診 (25～65歳)	子宮けいがん検診 (20歳以上)	乳がん検診 (いずれか1つ) 超音波 (30～56歳) マンモグラフィ ※2年に1回 (40歳以上)
希望する日時	(実施日時をご確認のうえ、①～③に希望日をご記入ください)		
	① 第1希望:	月 日	(午前・午後)
	② 第2希望:	月 日	(午前・午後)
	③ 第3希望:	月 日	(午前・午後)
	④	指定なし	

▲コピーしてご使用ください はがきに貼る際には、はがれないように全体にのり付けをしてください。

< 医療機関検診 >

医療機関での検診を希望される人は、下記申込方法により医療機関検診を受診してください。なお、受診できる医療機関は検査内容により異なりますのでお問い合わせください。

※対象年齢は平成27年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
子宮けいがん検診	20歳以上	子宮けい部細胞診 ※医師の判断で体部細胞診可(追加料金:1,200円)	2,200円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか1つ	30～56歳	①乳房超音波検査	1,300円
	40歳以上 ※2年に1回	②乳房マンモグラフィ検査(2方向):40～49歳 ※片方の乳房につき、2枚撮影	1,800円
		③乳房マンモグラフィ検査(1方向):50歳以上	1,300円
骨粗しょう症検診	25～65歳 (男女ともに可)	超音波でかかとの骨密度を測定	900円

- ▼申込方法 受診券を発行しますので、次のいずれかまで直接来館してお申し込みください。
 - ▼健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）
 - ▼うずら出張所 ※子宮けいがん検診のみお申し込みできます
- ▼受付・検診期間 平成27年2月28日まで
- ▼受診可能な期間 受診券発行日から3か月間 ※最終受診日は平成27年2月28日です

こんなときには申請を… 国保の給付

国保

お問い合わせは…
国保年金課国保係
☎888-1111(131~133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

国 保被保険者(加入者)が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

高額療養費

70歳未満の人

一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…
同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます。

同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…

同一世帯で同じ月内に2万1千円(町民税非課税世帯も同額)以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…

一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変わります。

自己負担額の計算方法

- ▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算
- ▽病院・診療所ごとに計算
- ▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

70〜74歳の人

外来(個人単位)の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ページの表「外来+入院(世帯単位)」の限度額までとなります。

自己負担額の計算方法

- ▽月の1日から末日までの1か月(暦月)ごとの受診で計算
- ▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70〜74歳の人を合算
- ▽病院・診療所・歯科の区別なく合算
- ▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書(はがき)が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書(該当診療月分)・金融機関の口座番号の分かる書類(口座振込で支払いとなるため)を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。なお、所定の期間を過ぎても申請はできますが、高額療養費支給申請の通知から2年を経過すると申請できませんのでご注意ください。

医療費が高額なときは 限度額適用認定証

高度な医療を受ける際に保険証と併せて提示することで、一つの医療機関での1か月の支払いが自己負担限度額までとなります。

- ▽交付条件:所得申告がされていない・国保税に滞納がない
 - ▽必要なもの:申請する人の国保の保険証・印鑑
- ※別世帯の人が申請する場合

は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)も併せて持参してください

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢者受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

***高額な治療が長期間必要なときには…厚生労働大臣が認める特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)に該当する場合は1か月の自己負担限度額は1万円(人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の上位所得者は2万円)までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには、『特定疾病療養受療証』(申請により交付)の提示が必要です**



高額療養費の所得区分と自己負担限度額

▼高額療養費の自己負担限度額（月額）

70歳未満（世帯単位）		
所得区分	3回目まで	4回目以降 ※1
上位所得者	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※平成27年1月から、所得区分・限度額の変更が予定されています

70～74歳		
所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（4回目以降：44,400円 ※1）
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります

▼高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

70歳未満	
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

※計算期間が平成26年8月～平成27年7月の分から所得区分・限度額の変更が予定されています

70～74歳	
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は高額療養費と同様

※1：過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

- 70歳未満の人の所得区分
- ▼上位所得者：同一世帯に属する国保被保険者の国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得の合算額（擬制世帯主を除く）が600万円を超える世帯に属する人
- ▼一般：上位所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯に属する人
- ▼住民税非課税世帯：住民税が課税されていない世帯に属する人
- 70～74歳の人の所得区分
- ▼現役並み所得者：同一世帯

に、住民税課税所得が14.5万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請することで「一般」の区分になります

※このほか国民健康保険から後期高齢者医療制度に移した人がある場合には、その人も含めて区分の判定をします

▼一般：現役並み所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯に属する人

▼低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人（低所得者Ⅰ以外の人）

高額医療・高額介護合算制度

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が1年間（毎年8

月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額（注1）を合計し、年間の自己負担限度額（左記参照）を超えた場合に、その超えた金額を「高額介護合算療養費」および「高額医療合算（介護予防）サービスマン」注1：自己負担額は、医療保険では高額療養費など、介護保険では高額介護（介護予防）サービスマンなどを控除後の額として支給します。

■申請手続きの注意点
該当する人には、12月ごろに通知をお送りします。お知らせ

国保加入者の人間ドック・脳ドックの申し込み期間は、平成27年2月27日（金）まで

らせが届きましたら、国保年金課窓口で手続きをしてください

※次に該当する人には、支給対象となる旨のお知らせができない場合があります

▼平成25年8月から平成26年7月末までの間に、▽市町村を越えて転居された人▽ほかの医療保険から国民健康保険に移られた人

後期高齢者医療制度の 高額療養費



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

高額療養費

後期高齢者医療制度で医療を受けて高額になった場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により、後ほど県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）から支給されます。

1か月（同月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき

限度額を超えた金額が高額療養費として支給されます。低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人は、入院の際に『限度額適用標準負担額減額認定証』の提示が必要となります。

自己負担額の計算方法

- ▼ 月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算
- ▼ 外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は、世帯内で後期高齢者医療制度被保険者を合算して計算
- ▼ 病院・薬局・歯科の区別なく合算
- ▼ 入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象

とまらないものは除く

申請および支給

該当者のうち申請が必要な人（初めて支給の人）は広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されます。

この申請書・印鑑・金融機関の口座番号がわかる書類および支給対象となる人の保険証を持参して所定の期間内に国保年金課窓口またはうずら出張所で手続きをしてください（2回目の支給からこの申請は不要。ただし、申請後指定口座等に変更が生じた場合には再度申請が必要）。

● 高額な治療が長期間必要なときには

厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は1か月の自己負担限度額が1万円までとなり、これを超えた分の金額は広域連合が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です。

高額療養費の自己負担限度額

は、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

▼ 現役並み所得者（3割負担）

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

▼ 低所得者Ⅱ（1割負担）

一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

▼ 低所得者Ⅰ（1割負担）

一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

所得区分	月額自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ※4回目以降:44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えて支給が4回以上あった場合に適用

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

国民年金 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除等の遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなります。

所得枠

118万円(本人所得)▼
扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円▼
社会保険料控除などがある場合：控除額—がそれぞれ基準額に計算されます。所得基準以下の方が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書、年金手帳、印鑑(本人署名の場合不要)

▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ、書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)の写し

▼昨年または今年、会社等を



承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

土浦年金事務所から

5月の休日開庁日

日時 5月10日(土)午前9時30分～午後4時

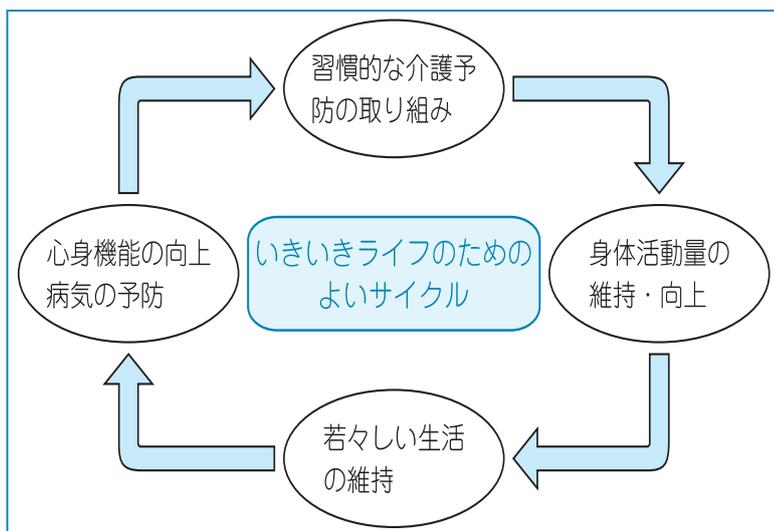
問合せ 土浦年金事務所 ☎

824-17121

介護予防に取り組み いきいきとした生活を!



社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164)



介護予防とは、介護が必要な状態になることを未然に防ぐとともに、たとえ介護を受けるようになって、できるだけ身体の機能を維持・向上させる取り組みのことです。高齢になって介護が必要になる原因には病気や老化が関係しています。

生涯にわたってできるだけ自立し、自分らしくいきいきと暮らしていくためには、老化のサインをいち早く見つけることや、左図のように普段から元気でいられるように心がけて生活することが大切です。

町では下記のとおり介護予防教室を開催しています。

●介護予防教室利用の流れ

①チェックリスト(質問票)の送付

65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人に、3年に1度チェックリスト(質問票)を送付します。このチェックリストは全国統一の様式です。 ※今年度は4月下旬に送付しますので、チェックリストのご記入・ご回答をお願いします。平成24・25年度に届いた人には、今年度は送付されません。

②チェックリストの判定結果の送付

回答していただいたチェックリスト(質問票)から、介護予防の必要性を判定します。生活機能の低下がみられ、このままでは将来介護が必要になる可能性がある人と判定された人には、状態に合わせた介護予防教室をお勧めします。

③介護予防教室

介護予防教室は3分野の教室があります。

運動教室	からだの状態に応じて、自宅でもできる体操メニューを一緒に考えます。
お口の健康教室	一人ひとりの状況に合わせて、家庭でもできるお口の体操や清潔を保つ効果的な方法、おいしく食べられる秘訣をご紹介します。
栄養の教室	毎日の食事で気をつけることや、食べやすい食材の選び方、栄養満点なおかずの作り方など、一人ひとりに合ったアドバイスをします。

■教室参加者の声

- ▼ 戸外を歩く際や、階段を昇るのに、以前より楽になったと思います
- ▼ 無理なくできるストレッチを教えてもらい、自宅で行うことが習慣づきました
- ▼ 人との出会いがあり、話すことが楽しく元気をもらった気持ちになりました
- ▼ 口の渇きが気になっていたけれど、健口体操をやりはじめてすぐに効果がでてきて、口の渇きの悩みが軽くなりました



■問い合わせ

- ▼ 町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎887-8124
- ▼ 社会福祉課介護支援係 ☎888-1111 (164)

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で地域貢献・社会貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「阿見読書クラブ」

平成12年に発足した「阿見読書クラブ」は今年で14年目となり、現在、本の好きな60代から80代まで12人が、読後の感想や作家の人生観などを話し合っています。

テーマ作家を決める月と自分の好きな本の感想を自由に話し合う月を交互に実施していますが、内容は自分が住んでいる地域の身近なことから現在マスコミで話題になっていることまで多岐にわたり、地域交流の場となっています。

また、話し合いの他にも読書を通じたさまざまな活動を実施しています。具体的には、文学作品の映画鑑賞や作家の講演会へ参加しています。これまでに浅田次郎氏・出久根達郎氏などの講演を聞きました。文学散歩として、名作の舞台となった場所や作家ゆかりの地を訪ねることもあり、森鷗外や夏目漱石が住んだ東京本郷界隈を始め、樋口一葉記念館、白洲次郎・正子邸、太宰治の津軽など、花や紅葉の季節に合わせて訪れてきました。毎年秋には若栗運動公園テニスコート奥でバーベキューや芋煮会を開催しています。こうした本会のさまざまな活動を通じて、これまで自分が知らなかった知識を得て、地域で多くの人と交流することにより、会員の豊かな人生が広がっています。このような活動にご興味のある皆さまのご入会を心からお待ちしています。



▲読書クラブの活動の様子

活動日時 毎月第2木曜日 午前10時から **活動場所** 町図書館2階
問合せ 『阿見読書クラブ』会長田村 ☎843-0874

「マンドリン・クロスセクション (Mandolin X-Section)」

マンドリン・クロスセクションは2011年に、阿見町在住の私(マンドリン担当)と妻・圭子(マンドラ担当)が中心となって結成し、岡和夫氏(ギター担当)を含めた3人で活動しています。

私たちは、マンドリンのオリジナル楽曲からポピュラーな楽曲まで幅広く演奏しており、2012年から定期的に『マンドリン室内楽コンサート』をつくば市で開いているほか、2011年から桜川市真壁での吉川忠英震災復興ライブに毎年ゲストで出演しています。

最近、地元である阿見町での地域貢献・文化貢献のための演奏活動に力を入れていて、平成25年11月の『阿見国際交流音楽祭』、2



▲マンドリン・クロスセクションの皆さん

月の音楽で元気にするまちづくり事業『立春コンサート』にも参加させていただきました。茨城県ではあまり普及していないマンドリン音楽をできるだけたくさんの皆さんに知ってもらえるように、今後も活動を広げる予定です。演奏のご依頼にもできるだけ柔軟に対応していきたいと考えています。

問合せ 『マンドリン・クロスセクション』代表富沢 ☎889-2873

子育て支援事業 の取り組み



児童福祉課 ☎888-1111 (168・177)

家庭的保育事業

町では、保育所入所待機児童の解消および多様化する保育ニーズに対応するために、平成25年4月から家庭的保育事業を実施しています。

家庭的保育事業とは、町から認定を受けた家庭的保育者が自宅など家庭的な雰囲気の中で、少人数の乳幼児をお預かりする事業です。

- ▼対象児童 保護者の就労等により保育に欠ける、生後6か月から3歳未満の乳幼児
- ▼保育時間 月曜日から金曜日の午前8時から午後5時 ※土・日・祝日・年末年始は休み
- ▼昼食 原則としてお弁当持参
- ▼定員 家庭的保育者1人につき乳幼児(生後6か月から3歳未満)3人まで
- ▼その他 4月現在、家庭的保育事業は町内で1か所(名称:まるこのおうち)が運営されています。『まるこのおうち』は、大室地内の閑静な地域にある住宅で家庭的保育者1名と補助者1名で実施されています

家庭的保育者を募集します

平成27年4月1日から家庭的保育事業を実施することのできる保育者を下記のとおり募集します。

家庭的保育者とは、保育士・看護師・幼稚園教諭の資格を有する者およびその他の保育経験者などが、町の実施する研修を修了し、町から認定を受けた人です。

なお、事業を実施する際は町と業務委託契約を締結し、毎月町から乳幼児の人数等に応じた委託料が支払われます。

家庭的保育者となるための要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 町内に居住している人で、申請時30歳から63歳未満の人 ② 月曜日から金曜日の午前8時から午後5時まで保育のできる人 ※祝日・年末年始を除く ③ 本人およびその家族が健康で、就学前の児童や介護を要する人がいないこと ④ 保育室として、自宅に陽当たりの良い6畳以上の部屋を確保できること ⑤ 敷地内に乳幼児の遊びに適した広さの庭がある、または付近に公園や空き地等があること
申込方法	6月13日(金)までに、電話または直接児童福祉課まで申し込む ※土・日・祝日除く
選考方法	①～⑤の要件をすべて満たしている場合は、『子育て』をテーマとした作文提出(800字程度)と面接および現地調査を実施します
研修	面接・現地調査の審査を通過した人は研修を実施します。研修を修了することにより、家庭的保育者として登録し、家庭的保育事業を実施することができます

▽研修内容

対象者	研修の時期・内容	
	基礎研修:8～9月	認定研修:10～11月
保育士・看護師・幼稚園教諭の資格を有する人	講習約10日間で20.5時間 実習2日間	講習約20日間で40時間・実習6日間 ※ただし保育士を除く
その他一般の人		講習約20日間で40時間 実習26日間

子育て世帯臨時特例給付金

4月1日から消費税率の8%引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るため、児童手当を受給している人に、『子育て世帯臨時特例給付金』を支給します。臨時特例給付金の概要は下記のとおりです。申請時期などの詳細は決まり次第、広報およびホームページなどでお知らせします。

対 象	下記の①②のどちらも該当する人 ①基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人 ※特例給付とは、児童1人あたり月額一律5,000円が支給されること ②平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人
支給額	児童1人につき10,000円
申請時期	7月から受付を開始する予定です。対象者には申請書を送付します
申請方法	下記の書類を児童福祉課へ提出する ▼申請書▼本人確認書類（住民基本台帳カード・運転免許証・旅券等）の写し▼指定した口座が確認できる書類（金融機関・口座番号・口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード）の写し
その他	厚生労働省『子育て世帯臨時特例給付金』相談窓口専用ダイヤル ☎0570-037-192（午前9時～午後6時 ※土・日・祝日は除く）

保育所（園）の紹介

保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり、保育するところです。平成25年4月から公立4保育所、私立3保育園の計7保育所（園）で保育事業を実施しています。

保育所名	設置主体	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所	公立	南平台 1-31-6	840-2081	90人	生後8週～5歳
二区保育所	公立	うずら野 1-29-1	841-2301	105人	生後8週～5歳
学校区保育所	公立	中央 1-3-2	887-2919	60人	生後10か月～5歳
あゆみ保育園	私立	阿見 4958-5	888-3681	90人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園	私立	曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園	私立	荒川本郷 2033-336	896-3678	150人	生後8週～5歳

※学校区保育所は平成27年3月で閉所となります

▼保育所（園）開所時間

- 公立保育所 平日：午前7時15分～午後6時45分
土曜：午前7時15分～午後0時30分（利用者少数の場合、拠点保育になる場合があります）
- 私立保育園 平日：午前7時～午後8時
土曜：午前7時～午後6時
※開園時間は延長保育時間（有料）も含まれています

●ファミリーサポートセンターサービス

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

▼サービスの内容：出産時の乳幼児への世話、親が病気・外出時の子どもの世話、そのほか育児に関すること

▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時	※午後7時～9時は要相談
利用料金	1時間あたり800円	※延長料金は30分未満400円、30分以上は1時間分となります

▼問合せ：町社会福祉協議会 ☎887-0084

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

町内クリーン作戦

廃棄物対策課 ☎889-0091

町内クリーン作戦

町では、環境美化の推進のために、5月と11月の年2回「町内クリーン作戦」を実施しています。

第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼期日 5月25日(日) ※雨天予備日 6月1日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼作業内容 ▼空き缶・空きビンなどのポイ捨てごみの回収▼ごみ集積所の清掃

▼その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼平成25年度の実績(2回実施の合計) ごみの回収量:11.15トン、延べ参加人数:22,890人

家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

皆さまの積極的な参加をお願いします。

▼期日 5月25日(日) ※雨天予備日 6月1日(日)

▼回収手順

- ①使用済天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ②使用済天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④使用済天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するが、燃えるごみとして処分してください

▼その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります▼工業用油は回収しません

▼平成25年度の実績(2回実施の合計) 油の回収量:1,525リットル

第81回霞ヶ浦清掃大作戦を実施しました

3月2日(日)、全行政区の代表者、町職員などによる毎年恒例の霞ヶ浦清掃大作戦が霞ヶ浦問題協議会主催の「霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦拠点地区事業」と合わせて大規模に実施されました。

当日は小雨の中、霞ヶ浦平和記念公園にて開会式が行われ、町内外より約400人の参加者が霞ヶ浦湖畔のごみの回収を行い、約3.5トンのごみが回収されました。

今回の主な参加者をご紹介します。(順不同・敬称略)

▼行政区の代表者 ▼町家庭排水浄化推進協議会 ▼霞ヶ浦高校 ▼町漁業協同組合 ▼福田工業団地 ▼筑波南第一工業団地 ▼東部工業団地 ▼MCフードスペシャリティーズ(株) ▼千代田運輸(株)土浦支社 ▼陸上自衛隊土浦駐屯地曹友会 ▼理想科学工業(株)霞ヶ浦工場 ▼茨城大学農学部 ▼県立医療大学 ▼東京医科大学茨城医療センター

ご協力ありがとうございました。今後も霞ヶ浦の環境美化にご協力をよろしくお願いいたします。



放射線の状況をお知らせします

環境政策課 ☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。3月の測定結果については、次のとおりです。

単位：マイクロシーベルト毎時

第 57 回 (測定日 3 月 17 日～ 20 日)													
施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)			施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)		
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.068	0.063	—	0.061	0.059	—	中郷保育所	0.082	0.071	—	0.079	0.078	—
実穀小学校	0.077	0.075	—	0.093	0.098	—	南平台保育所	0.068	0.057	—	0.097	0.082	—
吉原小学校	0.077	0.074	—	0.103	0.090	—	二区保育所	0.081	0.071	—	0.089	0.088	—
本郷小学校	0.079	0.069	—	0.098	0.094	—	学校区保育所	0.053	0.053	—	0.096	0.087	—
君原小学校	0.066	0.068	—	0.102	0.093	—	あゆみ保育園	0.044	0.052	—	0.091	0.071	—
舟島小学校	0.078	0.076	—	0.093	0.084	—	阿見ひかり保育園	0.075	0.081	—	0.100	0.093	—
阿見第一小学校	0.076	0.071	—	0.103	0.086	—	さくら保育園	0.093	0.085	—	0.066	0.063	—
阿見第二小学校	0.066	0.068	—	0.078	0.093	—	学校区児童館	0.068	0.064	—	0.101	0.095	—
阿見中学校	0.068	—	0.078	0.069	—	0.076	二区児童館	0.072	0.073	—	—	—	—
朝日中学校	0.083	—	0.079	0.096	—	0.092	総合運動公園 (陸上競技場)	—	—	—	—	0.082	0.089
竹来中学校	0.079	—	0.088	0.103	—	0.089	総合運動公園 (野球場)	—	—	—	—	0.129	0.129
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.097	—	0.092	0.072	—	0.072	霞ヶ浦平和 記念公園	—	—	—	—	0.106	0.102
霞ヶ浦聾学校	0.070	0.079	0.074	0.076	0.069	0.062	ゆりの木公園	—	—	—	—	0.112	0.124
ふたば幼稚園	0.068	0.055	—	0.092	0.096	—	岡崎ふれあい公園	—	—	—	—	0.057	0.050
阿見みどり幼稚園	0.063	0.059	—	0.084	0.085	—	うずらの公園	—	—	—	—	0.141	0.132
荒川沖幼稚園	0.086	0.084	—	0.100	0.081	—	本郷近隣公園	—	—	—	—	0.151	0.128
阿見幼稚園	0.078	0.089	—	0.103	0.106	—	平均値	0.074	0.070	0.082	0.090	0.092	0.096

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で ±10% 程度の誤差が生じることがあります

※放射線の定期測定は、平成 26 年 4 月より毎月 1 回から 2 か月に 1 回へと変更します (測定値に大きな変化がなく、1 年以上、すべての施設で 1 時間あたり 0.23 マイクロシーベルトを下回っているため)

※測定結果は、町ホームページにて逐次更新しますが、広報紙への掲載は随時となります

町の農産物について

町内産農産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。3月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果 (合計 10 検体) () 内は測定検体数

項目	検査品目
不検出	アサツキ、甘夏ミカン・果肉、甘夏ミカン・皮、ウルイ、月桂樹、セリ
基準値内のもの	タケノコ
基準値を超えたもの	原木シイタケ (2)、タケノコ

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システム (放射性物質の測定) の申込方法

農業振興課の窓口またはお電話 (☎888-1111 内線 183) でご予約ください。測定は無料です。

ご存じですか？

土地の埋め立て等にはルールがあります

廃棄物対策課 ☎889-0281

町土砂等による土地の埋め立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部改正

近年、ゲリラ的不法投棄事案の発生や改良土の持ち込みなど、条例の盲点をついた行為や悪質で巧妙な手口が増加しています。そのような悪質な行為を規制し、町民の安全と良好な生活環境を確保するため、条例を一部改正しました。なお、改正後の条例は4月1日から施行されています。

■主な改正内容

- ▼『町』『土地所有者』『事業主等』『土砂等を発生させる者』『土砂等を運搬する者』の責務を明確にしました
- ▼土砂等（汚泥を含む）または建設汚泥に、セメントや石灰を混合し化学的安定処理した、いわゆる『改良土』は、適用除外事業を含めすべての事業に使用することを禁止とします
- ▼町は、事業に使用される土砂等の性状・発生場所・排出状況・運搬経路などを調査することができることとしました
- ▼条例の適用になる事業区域面積を『500平方メートル以上5,000平方メートル未満』から『0平方メートルから5,000平方メートル未満』へ拡大しました
- ▼条例の適用除外となる要件および許可の基準を明確にしました
- ▼町暴力団排除条例に規定する暴力団員等または暴力団員等がその事業活動を支配する者に許可を与えない欠格要件を設定しました
- ▼環境保全や災害防止のため、施工管理者の設置を義務付けました
- ▼条例の適用除外となる要件および許可の基準を明確にしました
- ▼町事業の同意をした土地所有者に対して、定期的に事業の施行状況を把握することと非常事態に関係機関に通報することを義務付けました

■旧条例と新条例の適用面積の比較

単位：平方メートル



土地所有者の皆さまへ

違法な埋め立て等の行為や廃棄物の不法投棄行為は、その行為者が最も悪いのですが、土地を管理すべき所有者にも責任が及ぶことがあります。以下のことに気をつけるなどして、ご自身の土地を安全に管理しましょう。

■土地を提供する場合の注意事項

- ▼事業内容などをできるだけ詳しく書面で提出させる
- ▼同意書だけでなく契約書などで責任を明確にする
- ▼土地を提供する場合は、隣接地との境界を明確にしておく
- ▼事業期間中は、定期的に見回りをを行い監視する



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

第7回テーマ展

『予科練生の日常～少年の素顔～』開催

- ▼期日:6月1日(日)まで ※5月3日(土)～6日(火)は開館。
5月7日(水)は振替休館日となります
- ▼時間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- ▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール
- ▼内容:連日厳しい訓練に明け暮れていた予科練生たち。憧れの飛行機乗りになるために、必死になって日々を過ごす彼らは、しかしまだ十代半ばの少年たちでした。そんな彼らの日常を追い、予科練生たちの少年の素顔を伝えます
- ▼観覧料:▽大人 500円(団体 400円)
▽小人 300円(団体 240円)



『海軍航空隊ものがたり～予科練平和記念館四周年記念特集～』出版

予科練平和記念館では『海軍航空隊ものがたり～予科練平和記念館四周年記念特集～』を発行します。本書は阿見町の近代史として阿見町予科練歴史調査委員会が中心となって編纂した、平成14年発刊の第一版「阿見と予科練～そして人々のものがたり～」および平成22年発刊の第二版「続・阿見と予科練～そして人々のものがたり～」の続編となる第三弾です。出版日、販売価格については、当館ホームページのほか、お電話等にてお問い合わせください。

▼主な内容

- ▽予科練習生や飛行予備学生の教育
- ▽海軍飛行予備学生の制度
- ▽予科練での生活の様子
- ▽阿見町と山本五十六元帥の関係
- ▽予科練生と家族との便り
- ▽人間魚雷「回天」
- ▽戦いの様子
- ▽卒業後の勤務
- ▽戦死の状況
- ▽阿見町の兵役と当事者へのインタビュー
- ▽予科練平和記念館の開館後から現在までの軌跡



『学習会～史跡探訪～』開催

阿見町および茨城県内に残る戦跡を中心に訪れ、歴史を学び、考えを深めていただくツアーを計画しています。

- ▼期日:5月17日(土)
- ▼募集人数:40人(申込多数の場合は抽選) ※町行政バスを使用
- ▼場所:阿見町内および茨城県内
- ▼参加料:無料
- ▼その他:詳細については、後日、予科練平和記念館ホームページおよび広報あみなどでお知らせします

◎学芸員のつぶやき

暖かな春の陽気に包まれて、出会いと別れの季節が過ぎていきます。少し時間も経って、新しい生活を始めた人は、少し慣れてきたころでしょうか。これから1年間が始まります。余裕を慢心にかえないように、落ち着いて日々を過ごしていきましょう。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

まちの できごと

茨城かすみ農協から 交通安全帽子寄贈

3月10日、茨城かすみ農業協同組合から、町内小学校の新一年生へ黄色い交通安全帽子が寄贈されました。

茨城かすみ農業協同組合は、交通安全帽子を昭和52年度から寄贈していただいております。今回で38年目となります。帽子は、4月8日に行われた入学式において新一年生に配布され児童の交通安全のため活用させていただきます。



株式会社常陽銀行から 防犯ブザー寄贈

4月3日、株式会社常陽銀行から、町内小学校の新一年生へLEDライト付き防犯ブザーが寄贈されました。

株式会社常陽銀行は、防犯ブザーを平成17年度から寄贈していただいております。今回で10年目となります。防犯ブザーは、4月8日に行われた入学式において配布され、児童の防犯・安全確保のために活用させていただきます。



第16回阿見町音楽祭 開催

3月2日、本郷ふれあいセンターにて『第16回阿見町音楽祭』が開催されました。

柔らかな春雨の降る中、会場には約300人と多くの観客が訪れ、2時間半にわたって演奏されたさまざまなジャンルの音楽を、思い思いに楽しみました。

出場団体は、阿見ウイキウイキ会、ゆりかご会、茨城大学混声合唱団、オカリーナ・アミーゴ、阿見フォークソングクラブ、茨城大学農学部教職員コーラス部、すずらん、コール・アミのみなさんです。素晴らしい演奏をありがとうございました。



あみフィルムコミッション 上映会開催

3月8日、舟島ふれあいセンターにて『あみフィルムコミッション上映会』が開催されました。

当日は『劇場版仮面ライダーウィザード』の映画が上映され、ロケ地となった南平台（ガーデンシテイ湖南）やふれあいの森がスクリーンに映し出されると、抽選で招待された入場者からは歓声が上がりました。

また、会場の外では茨城発の祭りヒーロー『ソーランドラゴン』ショーが行われ、あみ観光協会のグルメコーナーや移動販売車『あみカフェ』が来場者をもてなしました。



県健康福祉祭わくわく 美術展受賞報告

3月17日、『第18回茨城県健康福祉祭いばらきねんりん文化祭表彰式（2月22日開催）』において受賞された皆さんが町長への報告のため、来庁されました。

県健康福祉祭いばらきねんりん文化祭『わくわく美術展』の県内で60歳以上の人を対象とした表彰において、書部門では、鈴木穆さん（写真中央右）の作品『高青邱詩（うせいきゆうし）』が県知事賞を、彫刻部門では、村松松男さん（写真中央左）の作品『親子』が県教育委員会教育長賞を受賞されました。おめでとうございます。



町職員人事

4月1日付で、平成26年度町職員の人事異動が発令されました。課長級以上の異動、新規採用職員についてお知らせします。

昇格・人事異動

- 課長級以上、()内は前職
- 【総務部】▼総務部長横田健一 (保健福祉部長) ▼総務部次長大野利明 (生活産業部次長) ▼企画財政課長小口勝美 (収納課長) ▼情報政策課長黒井寛 (学校教育課長)

- 【町民部】▼収納課長柴山義一 (障害福祉課長)
- 【保健福祉部】▼保健福祉部長坪田匡弘 (総務部長) ▼保健福祉部付課長 (社会福祉協議会派遣)石神和喜 (学校給食センター所長) ▼児童福祉課長青山広美 (企画財政課長補佐) ▼南平台保育所長兼地域子育て支援センター所長木田美知子 (南平台保育所係長) ▼二区保育所長青山陽代 (南平台保育所長) ▼学校区保育所長兼

中郷保育所長友部恵美子(中郷保育所長兼地域子育て支援センター所長) ▼児童館長村田敦志(会計課長補佐)

- ▼障害福祉課長煙川栄(国保年金課長) ▼国保年金課長岡田稔(児童福祉課長)
- 【生活産業部】▼生活産業部長湯原幸徳(企画財政課長) ▼商工観光課長佐藤哲朗(総務課長補佐)

- 【都市整備部】▼都市整備部長篠崎慎一(生活産業部長) ▼上下水道課長坪田博(水道課長)
- 【教育委員会】▼学校教育課長菊池彰(下水道課長) ▼学校給食センター所長遠藤康裕(保健福祉部付課長)

新規採用

- ▼秘書課小野由希子 ▼管財課殿岡有美 ▼情報政策課北澤文紀 ▼町民課神長慶子 ▼社会福祉課萩原梢 ▼中郷保育所川口由希子 ▼南平台保育所若井彩 ▼国保年金課小松澤義人 ▼健康づくり課立見典子 ▼都市施設管理課高野直也 ▼上下水道課木村泰司 ▼上下水道課湯原千晶 ▼学校教育課栗山和佳奈

お知らせ

Information

「町外部評価委員会」委員募集

町では、現在実施している行政評価について外部からの意見を取り入れ、客観性・透明性を確保するため、「町外部評価委員会」を設置します。町の事務事業について町民の皆さまの意見を反映させるため、評価と検証を行う委員を下記の通り募集します。

- ▼任期 平成29年3月31日(金)まで
- ▼報酬等 条例で定める額
- ▼募集人数 1人
- ▼応募条件 次の要件をすべて満たす人 ▼町内在住で18歳以上である ▼平日の日中に開催する会議に出席できる(年6回程度) ▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員ではない
- ▼応募期間 5月12日(月)まで
- ▼応募方法 氏名・住所・年齢・性別・電話番号、職業を記載のうえ、町の行政評価についての意見をA4用紙1枚程度にまとめた作文(様式自由)を郵送・Eメールまたは直接左記に提出する

▼選考方法 書類選考。必要に応じ面接。結果は後日通知

▼問合せ 〒300-0039 2
阿見町中央1-1-1役場企画財政課 ☎888-1111
(222) ▼Eメール kikakuzaiseika-otc@town.ami.lg.jp

体協だより

「社交ダンス入門講習会」参加者募集

これからダンスを始めたたい初心者にピッタリの講習会です。

- ▼期日 5月18・25日、6月8・22日、7月13・27日、8月10・24日、9月14・28日の日曜日(全10回)
- ▼時間 午後1時～3時
- ▼場所 中央公民館3階集會室
- ▼参加料 3500円(その内500円は町体育協会登録費)
- ▼申込方法 開講日に会場で申し込む
- ▼問合せ 町体育協会ダンススポーツ部 村田 ☎090-3339-1255

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

住まいプロホームウェル美都和

住まいのプロ集団!

日本最大級の住宅設備機・建材メーカー LIXILが運営する、安心して品質の高いリフォーム加盟店です。全国の厳しい審査に合格した優良工務店が加盟するフランチャイズチェーンです。

建築業知事免許(般-24)第22375号

(株)美都住建 【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

TEL.029-842-7196

茨城県知事免許(4)第5548号

(有)美都和 阿見町中央1-5-32

TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

■町民活動推進課から ●『町男女共同参画社会推進会 議』委員募集

町では、町男女共同参画社会基本条例に基づき、『男女共同参画社会推進会議』を設置するにあたり、男女共同参画の推進について町民の皆さまのご意見を反映させるため、公募委員を募集します。

▼任期 平成28年3月31日(木)まで

▼報酬等 条例で定める額

▼募集人数 2人

▼応募条件 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住で18歳以上である
▼男女共同参画の推進に意欲と関心がある
▼平日の日に開催する会議に出席できる(年3回程度)
▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員ではない

▼応募期間 6月2日(月)～16日(月)必着

▼応募方法 所定の応募用紙(左記窓口で受け取るか町ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、『男女共同参画の推進』をテーマにした小論文(8000字程度)

(度)を添えて、郵送・Eメールまたは直接左記に提出する

▼選考方法 書類選考

●『町男女共同参画社会推進会議検討部会』会員募集

男女共同参画を推進するため、町で設置する『町男女共同参画社会推進会議』に対する意見・提言や、男女共同参画推進に関する基本計画の策定に必要な調査および検討を行うため、推進会議検討部会の会員を募集します。

▼任期 平成28年3月31日(木)まで

▼報酬等 なし

▼募集人数 15人程度

▼応募条件 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住または在勤・在学中で18歳以上である
▼男女共同参画の推進に意欲と関心がある
▼平日の日に開催する会議に出席できる(年5回程度)
▼国・地方公共団体の議員または常勤の公務員ではない

▼応募期間 6月3日(火)～17日(火)必着

▼応募方法 所定の応募用紙(左記窓口で受け取るか町ホームページからダウンロード

可)に必要事項を記入のうえ、郵送・Eメールまたは直接左記に提出する

▼選考方法 書類選考

▼問合せ 〒300010392 阿見町中央1-1-1 役場町民活動推進課男女共同参画係 ☎888-1111(271)

▼Eメール: chokatsu-olc@town.ami.lg.jp

■陸上自衛隊から ①『霞ヶ浦駐屯地開設61周年記念行事』開催

▼期日 5月18日(日)

▼場所 午前9時～午後4時

▼場所 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地(土浦市右柳)

▼内容 ▼記念式典▼ヘリ飛行展示▼装備品展示▼トロッコ運行▼歩哨犬訓練展示▼野外コンサート▼高等工学校校儀じょうどりル▼装備品試乗(当日抽選券配布)▼ヘリ地上滑走試乗(当日抽選券配布)

▼その他 一般開放の時間、もしくはイベントの一部を変更する場合があります

②霞ヶ浦飛行場『編隊飛行・展示飛行』

ヘリコプター2～6機による標記飛行を行います。

▼日時 訓練:5月12日(月)～16日(金) 本番:5月18日(日)

▼場所 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場および周辺空域

③霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』ヘリコプター3～4機による標記訓練を行います。

▼日時 5月12日(月)～14日(水)、19日(月)～21日(水) 日没から約3時間以内(各機2時間基準)

▼問合せ ①陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班 ☎84211211(2218) ②③陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎84211211(3420)

■町シルバー人材センターから ●入会説明会開催

当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

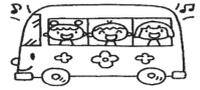
▼期日 5月20日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
●『マイホームのミニ営繕』引き受けます
マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

▼問合せ (公社)町シルバー人材センター ☎88812036

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

< 未就園児教室募集のご案内 >

来年就園予定の年少・3才児(H23.4.2～24.4.1生)
年中・4才児(H22.4.2～23.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう!

*お問い合わせいただいた方にはご案内状を送付致します。 ★阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471★



5月～7月で3～4回位予定!
参加費用は無料です。

【手話奉仕員養成講座】
受講者募集

町では、手話を学び聴覚障害への理解を深めるため、標記講座を開催します。

入門講座

▼日時 6月5日(平成27年3月5日)の木曜日 午前10時～12時(全28回)

▼場所 土浦市総合福祉会館講義講習室(土浦市大和 ウララ2ビル4階)

▼内容 日常会話程度の手話表現の習得

▼対象 原則として町内に居住している手話学習経験のない人

基礎講座

▼日時 6月4日(平成27年3月4日)の水曜日 午後7時～午後9時(全30回)

▼場所 土浦市四中区地区公民館(土浦市国分町)

▼内容 より高度な手話表現技術の習得

▼対象 原則として町内に居住している入門講座を修了した人または手話講習会の受講経験のある人

▼募集人数 各5人(申込多数の場合抽選)

▼参加料 無料(テキスト代は自己負担)

▼申込期間 5月16日(金)まで
※必着

▼申込方法 住所・氏名・生年月

日・電話番号・希望講座・具体的な手話講座の受講経験を記載のうえ、往復はがきで左記に郵送する

▼問合せ 〒300010331 阿見町阿見467111障害福祉課(総合保健福祉会館内)
☎88812943

【きれいなママになるための体操教室】参加者募集

▼日時 6月2日・16日・30日・7月14日の月曜日午後1時30分～2時30分(全4回)

▼内容 ストレッチ、美しい姿勢をつくる足腰・体幹の体操、骨盤のゆるみを予防する体操など、お子さまをそばに寝かせてできる軽い体操

▼対象 町内に居住している出産後3～12か月の女性(第一子を出産した人) ※お子さま連れでもご参加いただけます

▼募集人数 20人(申込多数の場合抽選)

▼申込期間 5月21日(水)まで
※土・日・祝日を除く

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼参加料 無料

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼その他 この体操教室の講話

および演技は町理学療法士が行います

▼問合せ 健康づくり課健康推進係(総合保健福祉会館内)
☎88812940

第1回「こころの健康セミナー」参加者募集

こころの健康バランスを崩すきっかけは毎日の生活の中にあります。こころの元気を回復させるコツや、こころの病について、精神科で働く看護師がわかりやすくお話しします

▼期日 5月10日(土)

▼時間 午後3時～4時30分

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼参加料 無料

▼申込方法 事前申込不要(当日直接お越しください)

▼問合せ 障害福祉課(総合保健福祉会館内) ☎88812943

【県風しん抗体検査事業】(無料)実施

県では風しんの流行と赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するために、風しん抗体検査の費用を助成します。

▼実施期間 5月1日(木)～平成27年3月31日(火)

▼対象 次の要件をすべて満たす人

▼希望する、または妊娠する可能性の高い女性
▼平成27年4月1日以前生まれである
▼過去に風しん抗体検査(妊婦健康診査を含む)を受けたことがない
▼風しん既往歴(検査確定診断に限る)がない
▼風しん予防ワクチンの接種歴がない

▼検査場所 県の指定する医療機関(県の保健予防課ホームページに掲載。または左記にお問い合わせください)

▼費用 無料

▼問合せ 県保健予防課 ☎029130113219

【看護の心をみんなの心に】

県立医療大学付属病院では、『看護の日』に合わせてイベントを行います。

▼期日 5月16日(金)

▼時間 午前10時～午後3時

▼場所 県立医療大学付属病院 院外来エントランスホール1階

▼内容 血圧測定・健康に関する展示・摂食えん下相談・アロマオイルハンドマッサージ体験など

▼問合せ 県立医療大学付属病院看護週間実行委員会 ☎88819200

〈広告欄〉

介護用品・福祉用具のレンタル、販売

高齢者向け住宅改修工事請負

株式会社 樹里 介護事業部

〒300-0333 阿見町若栗1766-3
TEL:887-3421 FAX:887-3422

介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの
サライ館 阿見中央店
TEL:840-2438
「樹里」店内に併設

家具の店 樹里
TEL:887-3421
一般家庭用家具からオーダー家具まで

『まちのニュース・町長日記』4月



『国際親善花見会』

4月6日には、阿見町国際交流協会の主催による「国際親善花見会」を武器学校で開催いたしました。

昨年は悪天候のため、中止となってしまいましたので、2年振りの開催です。最初、寒い感じがしましたが、開会したころには暖かくなってきて、最高の花見会となりました。

私は、次の公務もありましたので、早めに会場を後にしましたが、毎回、太鼓やダンスなどが披露されると、外国人の人も輪の中に入って、国際親善を深めていただいております。

これからも、国際性豊かな文化の香り高いまちづくりを進めていきたいと思っております。

阿見町長 天田富司男



●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:①5月1日(木)②6月5日(木)午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／弁護士相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時45分／弁護士相談:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●人口と世帯●

- 総人口 47,796人 (+ 2) ▽4月1日現在
- 男性 23,706人 (+ 11) ▽常住人口ベース
- 女性 24,090人 (- 9) ▽()内は前月比
- 世帯数 18,641世帯 (+ 17) ▽総務課調べ

5月の納税等
軽自動車税(全期)
納期限 6月2日(月)

6月の納税等
町県民税(1期)
介護保険料(2期)
納期限 6月30日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出場状況 3月(年累計)

消防署調べ	急病	117件(350)
出場件数 172件(517)	交通事故	17件(50)
	一般負傷	19件(66)
※救急車の適正な利用を お願ひします	その他	19件(51)
	合計	172件(517)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店